



平成 19 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 立川ブラインド工業株式会社
代表者名 取締役社長 立川 光 威
(コード番号 7989 東証第2部)
問合せ先 管理本部長 竹中 伸也
(TEL. 03 - 5484 - 6142)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 15 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 61 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) 等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容について、その内容を反映するために、第 4 条(機関)および第 7 条(株券の発行)を新設し、現行定款第 9 条(名義書換代理人)第 1 項を変更するものであります。

単元未満株式について、行使することができる権利を規定するため、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

定款の定めにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に記載等すべき情報を法務省令に従ってインターネットで開示することにより株主に提供したものとみなされることになったため、第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会における書面決議が認められたことに伴い、現行定款第 21 条(取締役会の決議)を変更するものであります。

その他会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

- (2) 電子公告制度を導入することにより経済的かつ効率的な対応ができるようにするため、現行定款第 4 条(公告の方法)に所要の変更を行うものであります。
- (3) 意思決定の迅速化および業務執行の効率化を目的として、現行定款第 17 条(定員および選任方法)で 18 名以内と定めている定員を 12 名以内に変更するものであります。

2．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日(木)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日(木)

以 上

別紙

(変更箇所は下線部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 、 (省 略)</p> <p>第3条 (新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は4,000万株とする。 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>100株をもって1単元の株式とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 、 現行どおり</p> <p>第3条 (機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1) <u>取締役会</u> 2) <u>監査役</u> 3) <u>監査役会</u> 4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、<u>4,000万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する手続きならびにその手数料については、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (省略) (新設)</p> <p>(総会の招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(総会の決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社へ提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 現行どおり (<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる</u>。この場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社へ提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定員および選任方法)</p> <p>第17条 当社の取締役は18名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>3. 取締役の選任の決議については累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会はその決議により、<u>会社を代表し、会社の業務を統轄する社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>2. 取締役会はその決議により、<u>会長、副社長および専務取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の議長および招集)</p> <p>第20条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日から3日前に、その通知を発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第21条 当社の取締役は12名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任の決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 現行どおり</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議により代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、<u>その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>取締役社長に事故があるときは取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、<u>会日の3日前までに</u>その通知を発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(取締役会の決議) 第21条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数でこれを行う。 (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第23条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会<u>の</u>定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(定員および選任方法) 第25条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任 期) 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠によって選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第27条 監査役はその互選により、常勤の監査役<u>1名以上を置くものとする。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 現行どおり 2. <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、<u>取締役会において</u>定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数および選任方法) 第29条 現行どおり 2. 監査役の選任の決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 補欠によって選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役<u>を選定する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第28条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前にその通知を発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第29条 (省 略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第30条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第33条 当社の営業年度は毎年1月1日からその年の12月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第34条 利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当)</u>をすることができる。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 現行どおり</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査役会において定める</u>監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は毎年1月1日からその年の12月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 <u>当社の期末配当の基準日</u>は、毎年12月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として<u>中間配当</u>をすることができる。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>